

高 第 2 5 9 2 号  
令和 4 年 3 月 2 5 日

各 市町村 高齢者施設担当課長  
介護事業所担当課長 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長  
(公印省略)

高齢者施設等の社会機能維持者が濃厚接触者となった場合の待機を早期に解除するための抗原定性検査キットの配付の申込期間の延長について  
(通知)

県では、抗原定性検査キットの需給が不安定な状況への対応として、高齢者施設等の従事者が濃厚接触者となった場合の待機を早期に解除するための抗原定性検査キットの確保が困難な施設を対象に、検査キットを配付していますが、このたび申込期間を延長することし、別紙のとおり県所管の施設・事業所（※）に周知しましたので、貴所管の通所系事業所及び認知症対応型共同生活介護に対しても、同様に周知いただきますようお願いいたします。

（※）特別養護老人ホーム（地域密着型を含む。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護

**【担当】**

千葉県健康福祉部高齢者福祉課  
野村、伊東  
043-223-2342  
kourei00@mz.pref.chiba.lg.jp